

第74回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（開場：午前9時）

開催場所

大阪市西区立売堀二丁目3番16号  
当社本社ビル 7階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

## 議案

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
[添付書類]	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	43
■ 計算書類	46
■ 監査報告	49



書面による  
議決権行使の場合

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



インターネット等による  
議決権行使の場合

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時30分受付分まで

証券コード 8051



株式会社 山善

# 新型コロナウイルス感染予防に に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

また、本株主総会の議決権行使は、書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

なお、本株主総会当日は、会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

本年から株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 経営理念

#### 人づくりの経営

##### 人を活かし 自業員を育成する

“経営は人なり”・・・企業（会社）にとって一番大切な経営資源は“人”です。社会に誇れる人材を育成します。

#### 切拓く経営

##### 革新と創造に挑戦する

時代は絶えず変化し、同じところに止まっていれば、取り残されます。変化に対応し、新しいことに挑戦します。

#### 信頼の経営

##### 期待に応え 社会に貢献する

“相互信頼”を企業活動の基本とし、産業の発展と豊かな社会づくりに貢献します。

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁から4頁の記載に従い、**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時										
2. 場 所	大阪市西区立売堀二丁目3番16号 当社本社ビル 7階会議室（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）										
3. 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件		第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件		第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
報告事項	1. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件										
	2. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件										
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件										
	第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件										
	第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件										

以 上

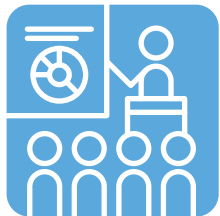
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に 出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

#### 開催日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時  
（開場／午前9時）



### 書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示の上、ご返送くだ  
さい。

#### 行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を 行使する方法

次頁のご案内に従って、議案に対す  
る賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時30分受付分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1、第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 【賛】の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 【否】の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

#### 第3号議案

- 賛成の場合 ▶ 【賛】の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 【否】の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

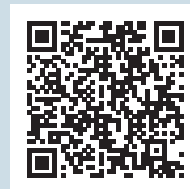
# インターネット等による議決権行使のご案内

パソコン・スマートフォンから当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。

## 議決権行使ウェブサイト

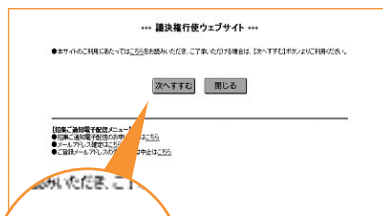
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ※バーコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、「QRコード®」を利用してアクセスすることも可能です。（「QRコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- ※インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ※インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。



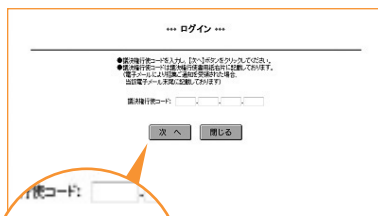
## 議決権行使手順

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

### 2 ログイン



議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し「次へ」をクリック

### 3 パスワード変更



初回ログイン時は、パスワード変更画面に遷移いたします。  
議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、株主様のご使用になるパスワードに変更してください。

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

### ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

### インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

 0120-768-524

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
受付時間：午前9時～午後9時(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員 (6名) の任期が満了いたします。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び当社の経営体制の強化を図ることを目的とし、新任取締役候補者2名 (うち1名は社外取締役候補者) を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は検討の結果、適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2019年度における 取締役会への出席回数
1	ながお ゆうじ 長尾 雄次	再任	代表取締役社長 社長執行役員	6年	13回/13回 (100%)
2	のうみ としやす 野海 敏安	再任	代表取締役 副社長執行役員	5年	13回/13回 (100%)
3	ささき きみひさ 佐々木 公久	新任	専務執行役員 営業本部長	-	-
4	やまぞえ まさみち 山添 正道	再任	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長	2年	12回/13回 (92%)
5	ごうし けんじ 合志 健治	再任	取締役 常務執行役員 機工事業部長	3年	13回/13回 (100%)
6	きしだ こうじ 岸田 貢司	再任	取締役 上級執行役員 営業本部 副本部長 (海外担当) 兼 機械事業部 海外機械部長	2年	13回/13回 (100%)
7	いせき ひろふみ 井関 博文	再任 社外 独立役員	社外取締役	2年	13回/13回 (100%)
8	すずき あつこ 鈴木 敦子	新任 社外 独立役員	-	-	-

候補者番号

1

なが お ゆう じ

長尾 雄次

(1954年12月25日生)

再任



所有する当社株式の数

34,000株

取締役在任年数（本総会最終時）

6年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	当社入社	2014年 4月	当社上席執行役員住建事業部長
2011年 4月	当社執行役員住設建材統括部副統括部長	2014年 6月	当社取締役上席執行役員
2012年 4月	当社執行役員住建事業部副事業部長兼東日本統括長	2015年 4月	当社常務取締役上席執行役員
2013年 4月	当社上席執行役員住建事業部長兼西日本統括長	2016年 4月	当社取締役専務執行役員生産財統括
		2017年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

## 取締役候補者とした理由

長尾雄次氏は、現在、当社の代表取締役社長として、当社及びグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中核である中期経営計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

長尾雄次氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

2

の う み と し や す  
野海 敏安

(1951年4月10日生)

再任



所有する当社株式の数

29,600株

取締役在任年数 (本総会終結時)

5年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 3月	当社入社	2015年 6月	当社取締役上席執行役員
2011年 4月	当社執行役員機工事業部工具統括部副統括部長兼東日本営業本部工具部長	2016年 4月	当社取締役常務執行役員生産財副統括兼機工事業部長
2012年 4月	当社執行役員機工事業部東日本統括長	2017年 4月	当社取締役専務執行役員生産財統括兼機工事業部長
2012年 7月	当社執行役員東日本営業本部副本部長兼機工事業部東日本統括長	2018年 4月	当社代表取締役専務執行役員生産財事業管掌
2013年 4月	当社上席執行役員	2019年 4月	当社代表取締役専務執行役員営業本部長
2014年 4月	当社上席執行役員機工事業部長	2020年 4月	当社代表取締役副社長執行役員 (現任)

### 取締役候補者とした理由

野海敏安氏は、生産財事業において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当事業の収益拡大に大きく貢献した実績があり、現在当社の代表取締役副社長執行役員を務めております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

### 特別な利害関係

野海敏安氏と当社との間に特別な利害関係はありません。



候補者番号

3

さ さ き き み ひ さ  
佐々木 公久

(1957年1月25日生)

新任



所有する当社株式の数

19,700株

取締役在任年数（本総会終結時）

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当社入社	2018年 4月	当社取締役上級執行役員大阪支社長
2013年 4月	当社執行役員大阪営業本部副本部長	2019年 6月	当社取締役退任 当社常務執行役員
2015年 4月	当社上席執行役員	2020年 4月	当社専務執行役員営業本部長（現任）
2016年 4月	当社執行役員		
2017年 4月	当社上級執行役員大阪営業本部長		
2017年 6月	当社取締役上級執行役員		

### 取締役候補者とした理由

佐々木公久氏は、現在当社の全ての事業を掌握する営業本部の責任者を務め、営業本部全体の経営の指揮を執るなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、新たに当社取締役としての選任をお願いするものであります。

### 特別な利害関係

佐々木公久氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

4

やま ぞえ まさ みち

山添 正道

(1960年3月10日生)

再任



所有する当社株式の数

14,300株

取締役在任年数 (本総会最終時)

2年

取締役会出席回数

12回 / 13回 (92%)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

2015年 4月 当社執行役員管理本部法務審査部長

2016年 4月 当社執行役員管理本部海外管理部長

2017年 4月 当社執行役員管理本部副本部長兼海外管理部長

2017年 11月 当社執行役員管理本部長

2018年 4月 当社上級執行役員

2018年 6月 当社取締役上級執行役員

2020年 4月 当社取締役常務執行役員

経営企画本部長兼管理本部長 (現任)

### 取締役候補者とした理由

山添正道氏は、国内外の法務部門の責任者及び現在経営企画本部と管理本部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

### 特別な利害関係

山添正道氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

5

ごう し けん じ  
合志 健治

(1958年8月23日生)

再任



所有する当社株式の数

15,200株

取締役在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2017年 4月	当社上級執行役員経営企画本部長兼 生産財戦略統括部長
2013年 4月	当社執行役員機工事業部マーケティング統括部 戦略企画部長	2017年 6月	当社取締役上級執行役員
2014年 4月	当社執行役員機工事業部副事業部長兼 マーケティング統括部長兼戦略企画部長	2018年 4月	当社取締役上級執行役員経営企画本部長
2016年 4月	当社執行役員機工事業部副事業部長（国内担当）兼 生産財戦略統括部長兼業務推進部長	2020年 4月	当社取締役常務執行役員機工事業部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

合志健治氏は、経営企画本部の責任者及び現在機工事業部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらのことから、今後の事業戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

合志健治氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

6

きし だ こう じ  
岸田 貢司

(1960年9月2日生)

再任



所有する当社株式の数

13,900株

取締役在任年数(本総会終結時)

2年

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |           |   |          |   |
|-----------|---|----------|---|
| 1983年 4月  | 当社入社  | 2018年 4月 | 当社上級執行役員生産財統轄部長                               |
| 2016年 4月  | 当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当)兼<br>海外機械部長兼本社直轄地域韓国現法長 | 2018年 6月 | 当社取締役上級執行役員                                   |
| 2016年 10月 | 当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当)兼<br>本社直轄地域韓国現法長        | 2020年 4月 | 当社取締役上級執行役員営業本部副本部長(海外担当)兼<br>機械事業部海外機械部長(現任) |

### 取締役候補者とした理由

岸田貢司氏は、現在当社の全ての事業を掌握する営業本部の副本部長を務めており、海外事業においても豊富な経験と実績を有しております。

これらのことから、今後も営業本部全体のグローバル機能強化に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

### 特別な利害関係

岸田貢司氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

7

い せ き ひ ろ ふ み  
井関 博文

(1947年9月30日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会最終時）

2年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行	2011年 1月	同社代表取締役社長
2002年 6月	同行常勤監査役（2006年6月退任）	2015年 4月	同社取締役会長
2006年 6月	大阪機工株式会社（現OKK株式会社） 常勤監査役	2016年 6月	同社相談役（2017年6月退任）
2010年 6月	同社取締役専務執行役員	2018年 6月	当社社外取締役（現任）

## （重要な兼職の状況）

該当なし

## 社外取締役候補者とした理由

井関博文氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験を有しております。当社の経営全般に対する確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

井関博文氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 井関博文氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 井関博文氏は、2015年3月までOKK株式会社の代表取締役社長を2016年6月まで同社取締役会長を歴任されました。当社と同社との間には、工作機械の仕入取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の1%未満であります。
3. 井関博文氏は、現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本定時株主総会最終の時をもって2年となります。
4. 当社は、井関博文氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

すず き あつ こ  
鈴木 敦子

(1962年9月9日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数 (本総会終結時)

—

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社	2015年 4月	同社社会環境部長
2008年 4月	同社理事CSR担当室長 (2014年12月退社)	2015年 10月	同社オリンピック・パラリンピック推進本部 サステナビリティ推進局長 (兼務)
2010年 4月	国立大学法人奈良女子大学 社外役員・監事 (2012年12月退任)	2017年 4月	アサヒグループホールディングス株式会社 理事CSR部門ゼネラルマネジャー
2015年 1月	アサヒビール株式会社入社	2019年 5月	アサヒビール株式会社退社

### (重要な兼職の状況)

株式会社あさひ社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由

鈴木敦子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで他社においてダイバーシティの推進やCSR方針の策定及びESG戦略の推進を経験されるなど、企業の社会性を高める戦略的CSR/ESGを構築するための幅広い見識と豊富な経験を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した立場で取締役会において積極的にご発言いただくことにより、CSR活動を企業経営に結びつけ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、新たに当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

鈴木敦子氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 鈴木敦子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 鈴木敦子氏は、2014年12月までパナソニック株式会社の業務執行者でありましたが、当社と当社との間には、仕入・売上取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の2%未満であります。
3. 当社は、鈴木敦子氏との間で2019年12月16日から2020年6月24日までの期間において、SDGs・ISO・女性活躍推進などの分野でのアドバイスを頂くためアドバイザリー契約を締結しておりますが、当社が同氏に支払う顧問料は2百万円未満であります。同氏が選任された場合には、当該契約を継続いたしません。
4. 鈴木敦子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

## 第2号議案

## 監査等委員である取締役 3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者 属性	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2019年度における 取締役会への出席回数	2019年度における 監査等委員会への出席回数
1	むらい さとし 村井 諭	再任	取締役 常勤監査等委員	1年	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)
2	かとう さちえ 加藤 幸江	再任 社外 独立役員	社外取締役 監査等委員	5年	13回／13回 (100%)	13回／13回 (100%)
3	つだ よしのり 津田 佳典	再任 社外 独立役員	社外取締役 監査等委員	4年	13回／13回 (100%)	13回／13回 (100%)

(注) 村井諭氏の取締役会及び監査等委員会出席状況は、2019年6月26日就任後の2019年度中に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としております。

候補者番号

1

むら い

村井

再任

さとし

諭

(1958年1月5日生)



所有する当社株式の数

8,900株

取締役在任年数（本総会締結時）

1年

取締役会出席回数

10回／10回（100%）

監査等委員会出席回数

10回／10回（100%）

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社

2014年 4月 当社執行役員管理本部東京管理部長

2017年 4月 当社執行役員管理本部副本部長（東京駐在）兼  
東京管理部長

2017年 10月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長

2019年 4月 当社執行役員管理本部副本部長

2019年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

村井諭氏は、当社人事部門の責任者等の経験を経て、管理本部の副本部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また現在、当社の常勤監査等委員を務めており、その経験を活かすことにより、当社の監査・監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き当社監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

村井諭氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

(注) 当社は、村井諭氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。



候補者番号

2

かとう さちえ  
加藤 幸江

(1946年11月11日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

1,000株

取締役在任年数（本総会締結時）

5年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

監査等委員会出席回数

13回/13回 (100%)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月 検事任官（東京地方検察庁）

2015年 6月 当社社外取締役

1974年 3月 検事退官（福島地方検察庁）

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

1974年 5月 大阪弁護士会登録

1983年 3月 中務総合法律事務所入所（現任）  
（現 弁護士法人中央総合法律事務所）

### （重要な兼職の状況）

ダイドーグループホールディングス株式会社社外監査役

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

加藤幸江氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しておりますので、引き続き当社監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

加藤幸江氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 加藤幸江氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 加藤幸江氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
3. 加藤幸江氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、加藤幸江氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

つ だ よ し の り  
津田 佳典

(1972年8月18日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会締結時）

4年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

監査等委員会出席回数

13回／13回（100%）

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	中央監査法人入社 (2006年9月みずず監査法人へ改称)	2013年 6月	当社社外監査役
1998年 4月	公認会計士登録	2016年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2007年 7月	みずず監査法人退社		
2007年 8月	あすかコンサルティング株式会社 代表取締役（現任） 津田佳典公認会計士事務所代表（現任）		

### （重要な兼職の状況）

第一稀元素化学工業株式会社社外監査役

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しておりますので、引き続き当社監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

津田佳典氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 津田佳典氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 津田佳典氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会締結の時をもって4年となります。なお、同氏は2013年6月より3年間、当社の社外監査役でありました。
3. 当社は、津田佳典氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 第3号議案

## 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件

本総会の開始の時をもって、2018年6月26日開催の第72回定時株主総会にて選任いただいた補欠の監査等委員である取締役玉置栄一氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なかつかさ なお こ  
**中務 尚子** (1965年4月8日生)

所有する当社株式の数

0株

新任

補欠社外

独立役員

## 略歴及び重要な兼職の状況

1994年 4月 最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所（現任） （現 弁護士法人中央総合法律事務所）	2006年 4月 ニューヨーク州弁護士登録 2008年 4月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任）
--	--

### （重要な兼職の状況）

S P K株式会社社外監査役  
ナカバヤシ株式会社社外取締役（監査等委員）

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

中務尚子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、当社の監査等委員である取締役に就任した場合、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しておりますので、新たに補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 特別な利害関係

中務尚子氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 中務尚子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 中務尚子氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
3. 中務尚子氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

# 第1号議案及び第2号議案に共通するご参考事項

## ■選任後の取締役会構成

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位及び担当	社外取締役	独立役員	新任
長尾雄次	代表取締役社長 社長執行役員			
野海敏安	代表取締役 副社長執行役員			
佐々木公久	取締役 専務執行役員 営業本部長			○
山添正道	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長			
合志健治	取締役 常務執行役員 機工事業部長			
岸田貢司	取締役 上級執行役員 営業本部 副本部長 (海外担当) 兼 機械事業部 海外機械部長			
井関博文	社外取締役	○	○	
鈴木敦子	社外取締役	○	○	○
村井諭	取締役 常勤監査等委員			
加藤幸江	社外取締役 監査等委員	○	○	
津田佳典	社外取締役 監査等委員	○	○	

以上

ご参考

## 事業報告サマリー (連結)

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

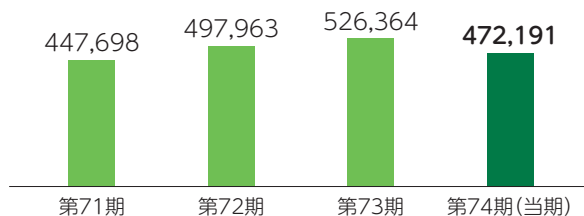
### 業績ハイライト



### 業績の推移

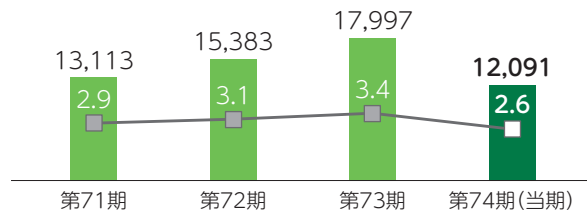
#### 売上高

(単位:百万円)



#### 営業利益／営業利益率

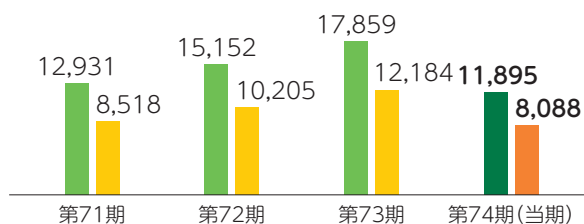
■ 営業利益(単位:百万円) □ 営業利益率(%)



#### 経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

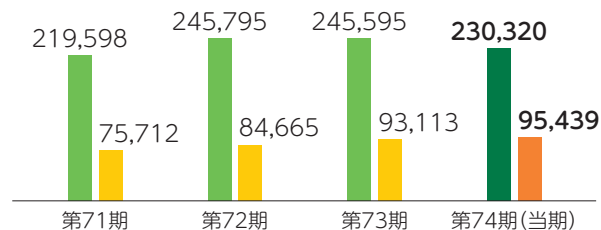
(単位:百万円)



#### 総資産／純資産

■ 総資産 ■ 純資産

(単位:百万円)



## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、生産財と消費財の専門商社であり、当社グループの事業は、「設備投資」と「個人消費」の動向が業績に影響を及ぼします。

当社グループを取り巻く事業環境として、設備投資については米中貿易摩擦の長期化や半導体市場悪化の影響で世界的な減速傾向となり、本年に入り深刻化した新型コロナウイルス感染拡大の影響が、当社グループの業績を圧迫しました。工作機械の月間総受注額は、当期を通じて前年同月比マイナスが続き、主要需要先である機械製造業向けにおいて、一般機械は2018年度に比べ3割以上の減少、自動車向けは同4割以上の減少と、大幅な落ち込みを見せました。

一方、個人消費については、雇用と所得環境の改善を背景に緩やかな増加を迎えたものの、力強さを欠く状況でした。消費税増税の駆け込み需要は認められたものの年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消費マインドの悪化とともに、サプライチェーンの分断や、輸入部材の入荷遅延等、生産・物流における影響を受けました。

全般的に厳しい環境下でありましたが、特定分野における成長余地は認められました。生産財分野では、特にモノづくりにおける次世代化の動きは活発で、5G投資の拡がりや、これに関連する半導体関連市場に一部回復傾向がみられ、また、ロボットやICTを活用した自動化指向の拡がりを背景とする投資意欲の高まりも認められました。なかでも自動化の流れは、人手不足対策やコスト対策のみならず、ノウハウの形式知化や品質安定化といった切り口からも業種を越えて広がりがつつあり、現状では潜在的ニーズの高まりという段階ではあるものの、当社グループは潜在ニーズの掘り起しを図るべく、エンジニアリング機能の強化により、市場への提案とソリューションを拡充しました。

消費財分野では、ゼロエネルギー住宅の提案をはじめ、建物等の省エネ診断から改修工事までをワンストップで行なう新ビジネスモデルの実践、プライベートブランド商品やECサイトの拡充、BtoC物流の効率化に向けた取り組み等、市場の変化に対応した施策を実施し、中長期の成長につなげてまいります。

また、当期からスタートした新3ヵ年中期経営計画「CROSSING YAMAZEN 2021（クロッシング ヤマゼン 2021）」の方針に基づき、各事業部門が独自に培ったノウハウや提供価値を掛け合わせてシナジーを追求することにより、全社的成長につなげる「CROSSING」の取り組みを幅広い視点で強化しています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は472,191百万円（前期比10.3%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は、12,091百万円（前期比32.8%減）、経常利益は、11,895百万円（前期比33.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、8,088百万円（前期比33.6%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

### 【生産財関連事業】

国内機械事業では、建設機械や農業機械等の特定分野における受注は堅調に推移しました。また、生産性向上や省人化ニーズは底堅かったものの、米中貿易摩擦が長期化し、自動車関連産業や半導体関連産業の低迷により、全般的に設備投資の先送りが顕著となりました。第3四半期には、半導体関連産業向けの受注回復の兆しが見られましたが、本年に入り新型コロナウイルス感染拡大の影響により設備投資意欲はさらに冷え込みました。

国内機工事業では、上半期は、都市再開発に関連する鉄骨加工機器及び災害対策としての発電機やBCP関連商品の需要が高まりました。下半期は、設備投資が低迷し、工場生産が力強さを欠くなかで幅広い商材において販売が低迷しました。一方で、システムインテグレーターとの連携により協働ロボット等の自動化関連や省エネを支援する提案型ビジネスが堅調でした。

海外においては、米国における医療機器・航空機関連産業からの受注、中国から東南アジアへの生産拠点移管や半導体関連産業からの機械受注等、特定の局面において伸ばしたものの、最主力である自動車向け需要の低調で受注が大幅に減少しました。また、中国におけるEMS市場では、スマートフォン用設備投資に力強さを欠く状況ではあったものの、パソコン関連で設備投資意欲が高まりが見受けられました。さらに新型コロナウイルスによる影響は全世界に広がり、第4四半期の営業活動は大幅な制限を受けました。

その結果、生産財関連事業の売上高は315,210百万円（前期比15.0%減）となりました。

### 【消費財関連事業】

#### 【住建事業】

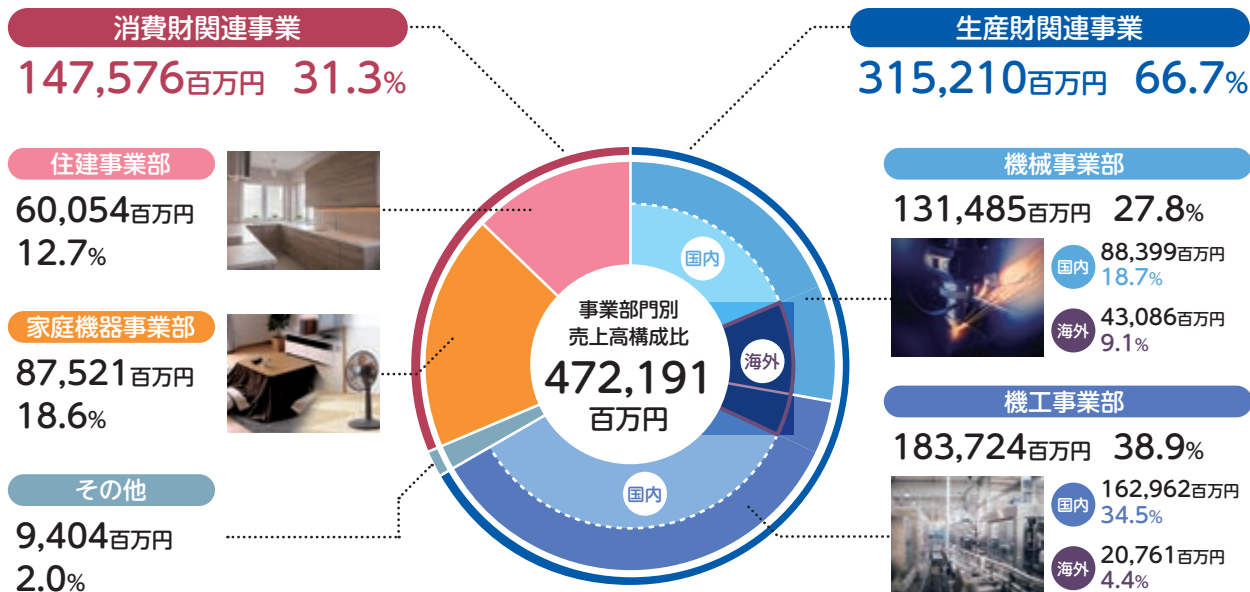
新設住宅着工戸数の減少が続く中で、快適な生活スタイルを演出する住設商材の「グレードアップ提案」を引き続き推進して、リフォーム分野に注力したことにより、水廻り関連や給湯関連の販売が伸長しました。特に空調機器は消費税増税に絡む駆け込み需要の反動減をカバーして、堅調に推移しました。また、非住宅分野の強化の取り組みとして、新たに省エネ診断から改修工事までを一貫して行なうエネルギーソリューション事業に本格着手しました。その結果、住建事業の売上高は60,054百万円（前期比1.8%増）となりました。

#### 【家庭機器事業】

防災・災害対策需要の高まりとともに、年間を通じて発電機や空調服、防災バッグ等の関連商品の販売は堅調に推移しましたが、夏場における天候不順、記録的な暖冬の影響があり、主力の季節商材の販売が伸び悩みました。また、年度末には新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部輸入品の納入遅れが生じるなど、全般に厳しい業況となりました。その結果、家庭機器事業の売上高は87,521百万円（前期比0.5%増）となりました。



## 企業集団の部門別売上高・売上高構成比



部 門	期 別	前 期 (2019年3月期)		当 期 (2020年3月期)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
生産財	機械事業部 (国内)	105,768	20.1	88,399	18.7
	機械事業部 (海外)	65,482	12.4	43,086	9.1
	機械事業部 計	171,250	32.5	131,485	27.8
	機工事業部 (国内)	176,265	33.5	162,962	34.5
	機工事業部 (海外)	23,160	4.4	20,761	4.4
	機工事業部 計	199,426	37.9	183,724	38.9
	計	370,676	70.4	315,210	66.7
消費財	住建事業部	58,965	11.2	60,054	12.7
	家庭機器事業部	87,095	16.6	87,521	18.6
	計	146,060	27.8	147,576	31.3
	そ の 他	9,627	1.8	9,404	2.0
	合 計	526,364	100.0	472,191	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ②設備投資の状況

前連結会計年度より、長期的な企業競争力の強化に向けた基幹システム等の刷新事業に着手しており、開発過程における支払い（支払総額3,424百万円）が発生しております。

## ③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第71期 2017年3月期	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期（当期） 2020年3月期
売上高	447,698	497,963	526,364	<b>472,191</b>
営業利益	13,113	15,383	17,997	<b>12,091</b>
経常利益	12,931	15,152	17,859	<b>11,895</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	8,518	10,205	12,184	<b>8,088</b>
1株当たり当期純利益	90円82銭	107円79銭	128円80銭	<b>85円60銭</b>
総資産	219,598	245,795	245,595	<b>230,320</b>
純資産	75,712	84,665	93,113	<b>95,439</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
2. 当社は、前連結会計年度より株式給付信託（BBT）を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
Yamazen, Inc.	8 百万USドル	100.0%	北米地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	118 百万バーツ	100.0%	タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen Co., Ltd.	200 百万NTドル	100.0%	台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.	2.5 百万USドル	100.0%	中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売
Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.5 百万USドル	100.0%	中国（華東、華北）における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	2 百万USドル	100.0%	中国（華南）における主として当社取扱商品の販売
Yamazen Hong Kong Ltd.	2 百万HKドル	100.0%	

(注) Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループがめざす持続的成長の実現には、専門商社として変化に的確かつ迅速に対応することが最も重要と認識しており、当期よりスタートした3ヵ年中期経営計画『CROSSING YAMAZEN 2021』を着実に実行してまいります。当中期経営計画では、①国内事業の強化、②グローバル展開の加速、③機能商社化による収益力強化、④eコマースの拡充、⑤事業拡大を支える経営基盤の強化の5つを主要方針として掲げ、重点的かつ大胆な投資に積極的に取り組んでまいります。



### ① 国内事業の強化

#### 主要取り組みテーマ

- 省人化・自動化ニーズへの対応強化
- 将来有望な市場の開拓・強化  
・電気自動車(EV)、食品・薬品・化粧品(三品市場)、農業、航空宇宙等



### ② グローバル展開の加速

#### 主要取り組みテーマ

- 成長市場の強化(インド等)  
・拠点/テクニカルセンターの増設
- 海外物流の整備による業務・物流の効率化
- 自動化需要の取り込み  
・自前で技術対応できる体制づくり、Slerとの提携
- 安全保障貿易に対応した輸出入管理体制の強化



### ③ 機能商社化による収益力強化

#### 主要取り組みテーマ

- 省人化・自動化ニーズへの対応強化
- エンジニアリング機能の強化、Slerとの提携
- 新経営基幹システムへの刷新
- エネルギーソリューション事業の強化
- デジタル営業支援ツールの活用



### ④ eコマースの拡充

#### 主要取り組みテーマ

- 家庭機器事業部のネット販売拡大  
・ユーザビリティ向上を適した、ロイヤリティ獲得と維持
- 海外機工でのグローバルeコマースの検討
- 専門店としての品揃え・付帯サービスの拡充
- 物流機能の強化
- 新規(モール)出店



### ⑤ 事業拡大を支える経営基盤の強化

#### 主要取り組みテーマ

- ERP等導入によるグローバルでのシステム統合

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

部 門	主要取扱商品
生産財関連事業	<p><b>【機械事業部】</b>            工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、射出成形機、レーザー加工機、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引、工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング</p> <p><b>【機工事業部】</b>            マテハン（物流機器）、メカトロ（メカトロ機器、ロボット、省力化機器）、油・空圧機器、環境改善機器、切削工具、補要工具、作業工具、電動工具、測定・計測機器、流体機器（コンプレッサー/塗装機、ポンプ・送風機・流体継手、加熱/冷熱機器、攪拌機/混合機）、産業機器（溶接/発電機、鍛圧/板金/鋼材加工機、洗浄機、安全・衛生・セキュリティ、BCP関連機器等）、鉄骨加工機械、空調設備機器（空調/冷暖房機器、クリーンルーム機器）等の販売、BCP関連サービス、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売</p>
消費財関連事業	<p><b>【住建事業部】</b>            厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、インテリア、サッシ、エクステリア、建築副資材、建設資材、建設機材、構造躯体、オフィス機器、ホーム機器、IoT機器、BCP関連機器等の販売</p> <p><b>【家庭機器事業部】</b>            家電（扇風機・暖房機器・調理・健康・AV・照明）、インテリア、アウトドア・レジャー用品、キッチン・日用品、ペット用品、工具、エクステリア、園芸用品、衛生・ヘルスケア用品等の企画、開発及び販売</p>

## (6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

### ①国内営業拠点

- 大阪本社 (大阪市)
- 東京本社 (東京都港区)
- 名古屋支社 (名古屋市)
- 九州支社 (福岡市)
- 広島支社 (広島市)
- 北関東・東北支社 (さいたま市)

### ②海外営業拠点

営業地域	営業組織の名称	営業組織に属する主要な子会社	所在地
北米	北米支社	Yamazen, Inc.	米国
台湾	台湾支社	Yamazen Co., Ltd.	台湾
中国	中国支社	Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国
		Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	
アセアン	アセアン支社	Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	タイ

(注) 営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,077名	87名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,711名	51名増	37.4歳	13.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 95,305,435株  |
| ③株主数      | 4,772名       |
| ④上位10名の株主 |              |

株主名	持株数	持株比率
山善取引先持株会	8,574千株	9.06%
東京山善取引先持株会	5,863千株	6.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,681千株	4.95%
株式会社みずほ銀行	3,272千株	3.46%
株式会社りそな銀行	3,067千株	3.24%
山善社員投資会	2,789千株	2.95%
名古屋山善取引先持株会	2,418千株	2.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,409千株	2.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,562千株	1.65%
広島山善取引先持株会	1,506千株	1.59%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (757,956株) を控除して計算しております。  
2. 自己株式には株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (180,000株) は含めておりません。  
3. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。



## (2) その他株式に関する重要な事項

### 株式給付信託（BBT）の導入

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員の報酬等と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度の導入を、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において決議いただいております。

なお、当事業年度末に株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は180,000株であります。

## (3) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (4) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長尾雄次	最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)
代表取締役	野海敏安	営業本部長
取締役	合志健治	最高情報責任者 (CIO)、経営企画本部長
取締役	山添正道	最高財務責任者 (CFO)、管理本部長
取締役	岸田貢司	生産財統轄部長
取締役	井関博文	
取締役 (常勤監査等委員)	村井諭	
取締役 (監査等委員)	加藤幸江	③イ記載のとおりであります
取締役 (監査等委員)	津田佳典	③イ記載のとおりであります

- (注) 1. 取締役井関博文氏並びに監査等委員である取締役加藤幸江氏及び津田佳典氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、井関博文氏、加藤幸江氏及び津田佳典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への継続的な出席による情報収集、内部監査部門等との十分な連携を通じ監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 監査等委員である取締役津田佳典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ②取締役の報酬等

### イ. 報酬等の決定に関する基本方針

当社は、さらなる企業価値の向上を経営上の重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度につきましても企業価値の向上に資するものであるべきと考えており、短期的な視点だけではなく中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬制度の構築を目指しております。

### ロ. 報酬等の構成

当社の取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」（定例報酬）と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」（賞与及び株式報酬）によって構成されており、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）の報酬等の支給割合は、同業他社等の水準を踏まえて、概ね「固定報酬」60%、「業績連動報酬」40%としております。

当社取締役報酬制度の全体像

区 分		内 容	取 締 役 (監査等委員を除く。)		取締役 (監査等委員)	
			取締役	社外取締役	取締役	社外取締役
固 定 報 酬	定 例 報 酬	役位別に定められた固定報酬	○	○	○	○
業 績 連 動 報 酬	賞 与	当期の業績の達成度合いに応じて支給される業績連動報酬	○	—	○	—
	株 式 報 酬	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動報酬	○ (退任時)	—	—	—

## 八. 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬 定例報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	312 (6)	253 (6)	59 (-)	- (-)	10名 (1名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37 (13)	33 (13)	3 (-)	- (-)	4名 (2名)
合 計	349	286	62	-	14名

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額720百万円以内と決議いただいております。
3. 上記決議とは別枠として、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することを決議いただいております。  
なお、当該報酬は、当事業年度における業績評価の結果、発生しておりませんので、上記株式報酬の額に記載しておりません。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。
5. 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか、検討を行った結果、相当であると判断しております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役（監査等委員）	加藤 幸江	ガイドグループホールディングス株式会社	社外監査役
		弁護士法人中央総合法律事務所	弁護士
取締役（監査等委員）	津田 佳典	第一稀元素化学工業株式会社	社外監査役
		あすかコンサルティング株式会社	代表取締役
		津田佳典公認会計士事務所	公認会計士

- (注) 1. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役加藤幸江氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。
2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	井 関 博 文	13回	100%	—	—
取締役（監査等委員）	加 藤 幸 江	13回	100%	13回	100%
取締役（監査等委員）	津 田 佳 典	13回	100%	13回	100%

##### ・取締役会及び監査等委員会における発言状況

井関博文氏は、他社での豊富な企業経営経験と高い見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

加藤幸江氏は、弁護士として主に法的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の客観性、経営の健全性・透明性を確保するための助言・提言を行っております。

また、津田佳典氏は、公認会計士として主に会計的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## (5) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### ②報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	55百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③重要な子会社の監査

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

### ①当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を執行する上で必要な権限を定めております。
- ◇会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を代表取締役、取締役兼務執行役員、常務以上の役付執行役員、及び執行役員である各事業部長により構成される経営戦略会議の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。
- ◇経営会議及び執行役員会、各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

### ②当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は低減については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。
- ◇CSR活動を推進するため、事務局である当社の経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

**③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役が随時閲覧できる体制をとっております。

**④当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

◇当社は、子会社に対し、社内規程に基づいて、当該子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求めています。

**⑤当社の子会社の業務の適正を確保するための体制**

◇当社の子会社においても、各子会社の置かれた環境・企業規模を踏まえ、役員派遣に関する事項・権限（当社と各子会社の権限分配）・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目に関して、当社と共同で業務の適正を確保するための体制（仕組み）を構築しております。

**⑥当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』を従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑止するため社内通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

**⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

◇監査等委員会の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ（監査等委員会スタッフ）を複数名置くものとしております。



**⑧前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

◇監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会の同意を要するものとしております。

◇監査等委員会スタッフの職務は、監査等委員会の指揮の下で行われるものとしております。

**⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制**

◇当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社の監査等委員会に報告するものとしております。

**⑩前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

◇当社は、社内規程において、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記しております。

**⑪監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

◇当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

#### ⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇定期的に代表取締役と監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ◇監査等委員会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ◇監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を監査等委員が適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に監査等委員会への報告及び閲覧を要すものとしております。

#### ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

- ◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

#### ⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ◇当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を13回、代表取締役、取締役兼業務執行役員、常務以上の役付執行役員、及び執行役員である各事業部長により構成される経営戦略会議を14回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、常勤の取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を12回、執行役員会を13回開催し、将来予測を含めた業績レビュー及び業務執行に関する検討を行っております。
- ◇その他の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムに組み込まれており、それぞれの重要なプロセスが、定められた規程に則って運用されていることを、内部統制委員会が評価し、その結果を取締役に報告することにより確認しております。
- ◇監査等委員会は、業務の適正を確保するため、代表取締役との相互の意思疎通を図る定期会合を2回開催し、会社の経営方針を踏まえ、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。会計監査人との相互認識の共有、深化を目的とする定期会合を四半期毎に開催し、監査等委員会監査の実効性向上に努めております。また、監査等委員は、必要に応じて各種会議・委員会に出席し、業務の適正確保に努めております。

## (8) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した財務基盤の確立と収益力の向上を図り、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、利益水準を考慮して利益還元を行うことを基本方針としております。この方針の下、3カ年中期経営計画では連結配当性向30%を目処として当期の連結業績や財務状況などを総合的に勘案しながら配当金額を算定しております。

内部留保金につきましては、株主資本の一層の充実を図りつつ、持続的な事業発展に繋がる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流動資産</b>	<b>197,717</b>	<b>流動負債</b>	<b>126,935</b>
現金及び預金	57,587	支払手形及び買掛金	57,758
受取手形及び売掛金	85,200	電子記録債務	56,039
電子記録債権	14,016	短期借入金	174
有価証券	11,000	リース債務	394
商品及び製品	27,099	未払法人税等	662
その他	3,339	賞与引当金	2,381
貸倒引当金	△526	商品自主回収関連費用引当金	32
		その他	9,492
<b>固定資産</b>	<b>32,603</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,945</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,034</b>	リース債務	4,405
建物及び構築物	2,333	繰延税金負債	1,652
機械装置及び運搬具	90	退職給付に係る負債	328
工具、器具及び備品	776	その他	1,558
土地	3,580		
リース資産	3,690	<b>負債合計</b>	<b>134,881</b>
その他	1,562	( 純 資 産 の 部 )	
<b>無形固定資産</b>	<b>6,343</b>	<b>株主資本</b>	<b>92,118</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,225</b>	資本金	7,909
投資有価証券	11,720	資本剰余金	7,561
破産更生債権等	85	利益剰余金	77,604
退職給付に係る資産	610	自己株式	△957
繰延税金資産	356	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,938</b>
その他	1,620	その他有価証券評価差額金	4,447
貸倒引当金	△167	繰延ヘッジ損益	68
		為替換算調整勘定	379
<b>資産合計</b>	<b>230,320</b>	退職給付に係る調整累計額	△1,956
		<b>非支配株主持分</b>	<b>382</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>95,439</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>230,320</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		472,191
売上原価		408,890
<b>売上総利益</b>		<b>63,301</b>
販売費及び一般管理費		51,209
<b>営業利益</b>		<b>12,091</b>
営業外収益		
受取利息	1,564	
受取配当金	262	
その他	159	1,986
営業外費用		
支払利息	2,039	
その他	142	2,182
<b>経常利益</b>		<b>11,895</b>
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	11	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	18	
ゴルフ会員権評価損	18	
減損損失	113	161
税金等調整前当期純利益		11,735
法人税、住民税及び事業税	3,386	
法人税等調整額	213	3,599
当期純利益		8,135
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		8,088

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	7,561	73,016	△751	87,735
当期変動額					
剰余金の配当			△1,986		△1,986
剰余金の配当 (中間配当)			△1,513		△1,513
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,088		8,088
自己株式の取得				△206	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	4,588	△206	4,382
当期末残高	7,909	7,561	77,604	△957	92,118

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配 株主持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,481	△35	1,295	△1,707	5,034	342	93,113
当期変動額							
剰余金の配当							△1,986
剰余金の配当 (中間配当)							△1,513
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,088
自己株式の取得							△206
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,034	103	△916	△249	△2,096	40	△2,055
当期変動額合計	△1,034	103	△916	△249	△2,096	40	2,326
当期末残高	4,447	68	379	△1,956	2,938	382	95,439

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)
( 資 産 の 部 )	
<b>流動資産</b>	<b>168,545</b>
現金及び預金	42,308
受取手形	20,623
電子記録債権	14,053
売掛金	59,222
有価証券	11,000
商品及び製品	19,266
未収入金	1,307
その他	1,222
貸倒引当金	△459
<b>固定資産</b>	<b>37,274</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,709</b>
建物	1,576
構築物	21
機械及び装置	29
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	599
土地	2,787
リース資産	3,690
その他	2
<b>無形固定資産</b>	<b>6,141</b>
ソフトウェア	1,589
ソフトウェア仮勘定	4,451
その他	100
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,423</b>
投資有価証券	11,376
関係会社株式	6,010
破産更生債権等	69
前払年金費用	3,152
その他	1,966
貸倒引当金	△151
<b>資産合計</b>	<b>205,820</b>

科 目	金額 (百万円)
( 負 債 の 部 )	
<b>流動負債</b>	<b>117,978</b>
支払手形	5,329
電子記録債務	55,716
買掛金	47,358
リース債務	394
未払金	3,283
未払費用	1,471
未払法人税等	443
預り金	739
賞与引当金	1,791
商品自主回収関連費用引当金	32
その他	1,417
<b>固定負債</b>	<b>6,908</b>
リース債務	4,405
繰延税金負債	1,336
その他	1,166
<b>負債合計</b>	<b>124,887</b>
( 純 資 産 の 部 )	
<b>株主資本</b>	<b>76,418</b>
<b>資本金</b>	<b>7,909</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>7,554</b>
資本準備金	3,452
その他資本剰余金	4,101
<b>利益剰余金</b>	<b>61,912</b>
その他利益剰余金	61,912
圧縮積立金	7
別途積立金	46,100
繰越利益剰余金	15,805
<b>自己株式</b>	<b>△957</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,514</b>
その他有価証券評価差額金	4,446
繰延ヘッジ損益	68
<b>純資産合計</b>	<b>80,933</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>205,820</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		423,958
売上原価		373,289
売上総利益		50,668
販売費及び一般管理費		41,270
営業利益		9,397
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	1,493	
仕入割引	1,445	
その他	76	3,018
営業外費用		
支払利息	295	
売上割引	1,696	
その他	108	2,100
経常利益		10,315
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	10	
ゴルフ会員権評価損	18	
減損損失	113	142
税引前当期純利益		10,173
法人税、住民税及び事業税	2,607	
法人税等調整額	240	2,848
当期純利益		7,324

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,909	3,452	4,101	7,554	8	38,100	19,979	58,087	△751	72,799
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					△1		1	—		—
別途積立金の積立						8,000	△8,000	—		—
剰余金の配当							△1,986	△1,986		△1,986
剰余金の配当 (中間配当)							△1,513	△1,513		△1,513
当期純利益							7,324	7,324		7,324
自己株式の取得									△206	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	8,000	△4,174	3,824	△206	3,618
当期末残高	7,909	3,452	4,101	7,554	7	46,100	15,805	61,912	△957	76,418
	評価・換算差額等 (百万円)						純資産合計 (百万円)			
	その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		評価・換算差額等合計					
当期首残高	5,487		△35		5,452		78,252			
当期変動額										
圧縮積立金の取崩							—			
別途積立金の積立							—			
剰余金の配当							△1,986			
剰余金の配当 (中間配当)							△1,513			
当期純利益							7,324			
自己株式の取得							△206			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,041		103		△937		△937			
当期変動額合計	△1,041		103		△937		2,680			
当期末残高	4,446		68		4,514		80,933			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善  
取締役会 御中

2020年5月15日

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文<sup>Ⓔ</sup>

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善  
取締役会 御中

2020年5月15日

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文<sup>Ⓔ</sup>

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 山 善 監査等委員会

常勤監査等委員 村 井 諭<sup>㊟</sup>

監査等委員 加 藤 幸 江<sup>㊟</sup>

監査等委員 津 田 佳 典<sup>㊟</sup>

(注) 監査等委員 加藤幸江及び津田佳典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会 会場の ご案内



会場

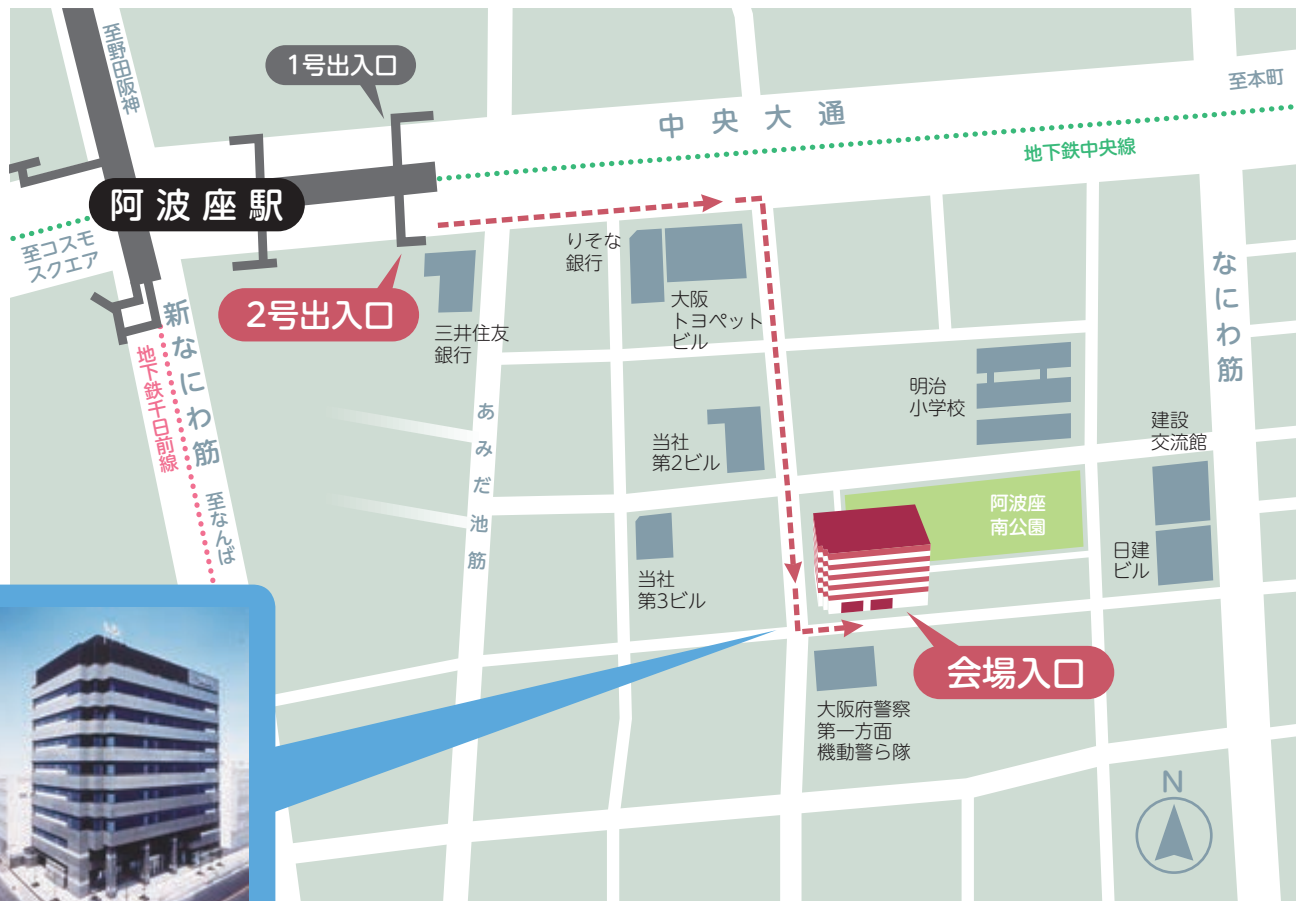
大阪市西区  
立売堀二丁目3番16号

## 当社本社ビル 7階会議室



交通

地下鉄中央線・千日前線阿波座駅下車、2号出入口を出て中央大通を東へ  
大阪トヨペットビル角を右折、南へ約150メートル



当社本社ビル  
[7階会議室]

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。